

【別表2】「事務補助以外の職」

募集番号	部署	職種	必要な資格等	募集 人数	フル・パート の別	任用期間		勤務時間	休憩時間	勤務日	休日	業務内容	時間外勤務の有無	勤務地	給料・報酬			社会保険等		担当部署						
						始期	～	終期	始業時刻						～	終業時刻	始	～	終	月額	日額	時間額	社会保険加入 (共済組合/厚生年金)	雇用保険	書類提出先	採用選考を行う部署
B245	健康推進課	歯科衛生士（パートタイム）	歯科衛生士	1	パート	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	8:30	～	17:15	12:00	～	13:00	別途指示する日（月～金） 勤務時間の範囲内で3～4時間の勤務とする	土/日及び祝日	歯科衛生士業務（口腔衛生指導等）	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所			1,488			健康こども部 健康推進課 健康指導班 0438-62-3162	健康こども部 健康推進課 健康指導班 0438-62-3162
B247	健康推進課	保健師（パートタイム）	保健師	1	パート	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	9:00	～	16:00	12:00	～	13:00	原則として週2日	土/日及び祝日	保健師業務（保健指導全般/特定保健指導等）	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所			1,676			健康こども部 健康推進課 健康指導班 0438-62-3162	健康こども部 健康推進課 健康指導班 0438-62-3162
B249	こども家庭センター	心理士	臨床心理師 又は 公認心理師	1	パート	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	8:30	～	17:15	12:00	～	13:00	年36日以内	土/日及び祝日	心理士業務（健診・相談業務）	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所			1,907			健康こども部 こども家庭センター 母子保健班 0438-62-3172	健康こども部 こども家庭センター 母子保健班 0438-62-3172
B250	こども家庭センター	心理士	公認心理師	1	フル	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	8:30	～	17:15	12:00	～	13:00	原則として週5日（月/火/水/木/金）	土/日及び祝日	児童の発達相談業務/健診事務/システムを用いたケース記録台帳管理/Excelを用いた統計データの集計/財務システムによる伝票処理、相談支援会議等事務/訪問・電話相談・巡回相談業務	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所	277,400			加入	加入	健康こども部 こども家庭センター 児童福祉班 0438-62-3220	健康こども部 こども家庭センター 児童福祉班 0438-62-3220
B262	地域福祉課	自立相談支援員	専門職資格/相談援助経験	1	フル	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	8:30	～	17:15	12:00	～	13:00	原則として週5日（月/火/水/木/金）	土/日及び祝日	生活困窮者に対する相談及び生活保護の相談等の相談業務	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所	281,800			加入	加入	福祉部 地域福祉課 生活相談班 0438-62-3219	福祉部 地域福祉課 生活相談班 0438-62-3219
					パート	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	8:30	～	17:15	12:00	～	13:00	原則として週3～4日（月/火/水/木/金）の範囲内 ※要相談	土/日及び祝日	生活困窮者に対する相談及び生活保護の相談等の相談業務	原則としてありませんが/業務の都合により時間外（休日）勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所		15,015		加入	加入	福祉部 地域福祉課 生活相談班 0438-62-3219	福祉部 地域福祉課 生活相談班 0438-62-3219
B259	生涯学習課	発掘補助員	特になし	多数	パート	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	9:00	～	16:30	10:15 12:00 14:30	～	10:30 13:00 14:45	別途指示する日（月～金）	土/日及び祝日	埋蔵文化財調査に係る発掘作業	なし	別途指示した場所（市内）			1,346			教育部 生涯学習課 0438-62-3744	教育部 生涯学習課 0438-62-3744
B263	高齢者支援課	要介護認定調査員	次のいずれかの資格を持ち、採用時点で認定調査員の実務経験が1年以上ある方 介護支援専門員/医師/歯科医師/保健師/助産師/薬剤師/看護師/准看護師/歯科衛生士/作業療法士/理学療法士/言語聴覚士/視能訓練士/社会福祉士/介護福祉士/精神保健福祉士/義肢装具士/あん摩マッサージ指圧師/柔道整復師/はり師/きゅう師/栄養士/認定調査員新規研修修了者	1	パート	令和8年5月1日	～	令和9年3月31日	9:00	～	16:30	12:00	～	13:00	週3日（月/火/水/木のうち3日間）8:30～17:15のうち6.5時間勤務	勤務日以外の平日/土/日及び祝日	要介護認定申請者の自宅や病院等に訪問し/聞き取り調査を行い/調査票にまとめる。他の要介護認定調査員の調査票の確認。	原則としてありませんが/業務の都合により時間外勤務をしていただく場合があります。	袖ヶ浦市役所			10,984			福祉部高齢者支援課 介護認定・給付班 0438-62-3206	福祉部高齢者支援課 介護認定・給付班 0438-62-3206